

問題 1

【出題意図】

いわゆる早すぎた「結果実現」に関して、基本的な知識を問うたものである。最高裁は、平成 18 年 3 月 22 日決定（刑集 58 巻 3 号 187 頁）で、クロロホルムにて被害者を失神させた（第 1 行為）後、乗っている車ごと転落させて溺死させる（第 2 行為）計画のもとにそれを実施したが、実際は、第 1 行為で窒息死していた可能性が否定できない所、仮に第 1 行為で死亡していたとしても「その時点において殺人罪の実行行為がある」としたものであるとしたものである。本問題もこの最高裁決定の事案とほぼ同様のものであって、判例の見解に従えば、殺人罪の既遂罪を認めることになる。もちろん、判例の見解を踏まえつつ、それを否定し、傷害致死とさらに場合によっては殺人未遂（一種の死体に対する殺人）を認めるというものでもよい。

【採点講評】

この基本的な判例について触れたものが少なく、そもそも「早すぎた結果実現」の問題であるとの的確な指摘がないものも少なかった。本法科大学院の第一年次では、基本的な判例に習熟することを目指しており、したがって既習者として入学するには、その点の基礎知識は不可欠である。

また、保険金詐欺についての言及も散見されたが、保険金詐欺は本問においては、行為者の犯行の動機であるに過ぎず、いまだ、その実行に移しているものではない。言及は不要である。

問題 2

【出題意図】

主要な論点は、事後強盗罪の窃取行為終了後からの加功と、共犯の成否について、である。この点について、学説上は、積極的に解する立場をとりその根拠として 65 条第 1 項の適用とするか、承継的共犯とするか、そのいずれかをとるのが有力であった。そして、承継的共犯の一般論として、下級審では見解が分かれていた。

しかし、最高裁は、直接的には事後強盗罪についてはではないが、承継的共犯について消極的に解する見解を明らかにした（最高裁平成 24 年 1 月 6 日決定（刑集 66 巻 1 1 号 128 1 頁））。この決定によれば、途中からの加功についても、事後強盗罪の共犯を認めるには、65 条第 1 項の適用による他ないことになる。もちろん、それ以外の結論をとってもよいが、上記平成 24 年決定についての言及は必要である。

因果関係等も問題になり得るが、A の死亡結果について因果関係を認める結論には異論がないと思われ、主要な論点とはならない。

【採点講評】

そもそも、事後強盗罪の途中からの加功という、問題意識についての理解が充分でないものがみられた。事後強盗罪とその共犯は、刑法各論と刑法総論にまたがる基礎的な事項である。基礎的事項の確認とそれに関連する判例の習熟について、十分な準備をしたうえで臨まれることを期待する。

問題 3

【出題意図】

公訴に関する基本的な知識を問おうとしたものである。

【採点講評】

基本的な事柄を問うたものであり、どの教科書においても必ず触れられているものである。全体的に見て、答案の出来は良かったように思われる。今後も、受験生の皆さんには、学部段階で獲得した知識を、余すところなく、答案において披瀝していただきたい。